

第二十六回 参議院商工委員会會議録第二十六号

昭和三十三年四月二十六日(金曜日)午前十時十一分開会

委員の異動

本日委員武藤常介君辞任につき、その補欠として勝俣稔君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

- 古池 信三君
- 西川 弥平治君
- 阿具根 登君
- 近藤 信一君

委員

- 青柳 秀夫君
- 大谷 賛雄君
- 小幡 治和君
- 勝俣 稔君
- 白井 勇君
- 白川 一雄君
- 阿部 竹松君
- 島 清君
- 相馬 助治君
- 豊田 雅孝君

政府委員

- 通商産業 長谷川四郎君
- 政務次官 松尾泰一郎君
- 通商産業省 通商局長 鈴木 義雄君
- 通商産業省 重工業局長 鈴木 義雄君
- 事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
- 会専門員

本日の会議に付した案件
○電子工業振興臨時措置法案(内閣提出)

○参考人に関する件
○理事(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。委員長御所用のため、その委託によりまして、私が本日の会議を司掌いたします。

○理事(近藤信一君) それではこれより本日の議事に入ります。まず電子工業振興臨時措置法案を議題として質疑を継続いたします。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○阿具根登君 質問が、どなたからかおありになっておりましたら、御容弁の必要はないと思えます。あとで議事録を見させていただきますが、この法案を決定するに当たりまして、試作補助金が一億三千万円出されるようになっておるのであります。どういふところを対象にこれを出そうとしておられるか、たとえば一昨日視察させていただきました日立の中央研究所等は、年間五億の研究費を使っておるといふことでも、あのくらいであったということになれば、一億三千万円くらいの試作の補助金を出したところで、これはま

とに徴々たるものであろうし、その点どういふところにこういう交付金を出そうとしておられるか、それによつて、どれだけの効果を見込んでおられるか、その点を御質問申し上げたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 一億三千万円の試作の補助は、これは政令によりまして規定された機械について与えたい、かように考えております。実は政令で予定しておりますものといつたしましては、電子計算器、それから特殊電子管、自動調整機器、通信用測定器、これらを政令の第三条の第一号において指定したいと考えております。

この範囲に属するものの中から、電子工業審議会に諮りましてその中の必要なものをピックアップし、それに基づきまして申請を受け付けて試作補助金を交付したい、かように考えております。対象となり得るものは、項目にふさわしいものが担当できるような会社、かように考えております。従いましてこれは大企業とか中企業とか、まだそのところは未定でございます。要するにそれができ得るものという考え方でございまして、それからものによりましては、共同研究的なものも考えておる状況でございまして。

○阿具根登君 この法案の主目的はほとんどが外国依存であり、輸入であるものを国産化したいというのが主目標だろつと、私は考えておるわけでございます。その点については私も同感でございますが、全部の金額を見てみて

も、三億三千万円くらいになっておりますが、このくらいで外国の進んだこの電子関係の工業に対して、日本が国産でこれを進めていくということになれば、外国の研究したそのあとを日本で研究していく、日本がその外国の研究したものに對して追いつくころは、もう外国はその先の方に進んでいる。いわゆるあとからあとからいく、こういう結果にしかならないと思つて、それが、その点どういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘の通り、日本の技術は非常に立ちおくれしておりますので、従来はさうな経過で、外国からの技術提携にもつぱら依存しておつたという状況でございます。現在でもさうな状況でやむを得ないところもございまして、われわれとしては、なるべく早い時期に国産の技術を伸ばしたい、さうなわけでありまして、予算の額としては、できるだけ多くあることが望ましいわけでございますが、まあ国の全体の額、さうな関係から三億三千万円、そのうち試作補助金が一億三千万円、かような結果になったわけでございます。今後とも、さらに予算の確保には努力していきたい。それから、さうなことでやはり刺激を与えることによりまして、民間におきまして、それに対する研究熱がさらに倍加される。それによりまして、従来の電子技術の立ちおくれを、できるだけ早く追いつくようなことが可能ではないか、

かように考えております。

○阿具根登君 そういたしますと、日本でこういう電子関係の研究所なり、あるいは特別な工場場所を持つていふような大工業は、どこどこに、どういふのがあつて、そしてどのくらいの金をつぎ込んであるか、わかつたらお知らせ願ひたい。

○政府委員(鈴木義雄君) こまかい数字はこの席で申し上げられませんが、昨日ごらんになった日立の研究所とか、あるいは日本電気、三菱その他有数の会社は、それぞれある程度の規模の研究所を、それぞれ工場として持つております。そのほかに、昨日も御質問がございましたが、国におきましてもそれぞれの研究所がございまして、試験所と申します研究所がございまして、その所管に應ずる研究をいたしております。

○阿具根登君 国の試験所は、どのくらいの規模でやっておるか、どういふことをやっておりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 国の研究所といたしましては、通産省の電気試験所、それから郵政省の電波研究所、それから防衛庁の技術、運輸省の技術研究所、運輸省のやはり気象研究所等、そのほかにはやはり大学のそれぞれの付属の研究所、それから電電公社の電気通信研究所等それぞれございまして、これがどの程度の規模になっておるか、予算の点を今ちょっとここで申し上げられませんが、通産省の電気試験所には実は電子部というのがある

まして、ここで電子工業の研究をいたしてあります。先ほど申し上げました一億三千万円のほか、一億円は今年度の電子部の電子研究の予算でございます。あとの残りの一億円が電子部に備えます検査設備の予算というふうになっております。

○阿具根登君 そういたしますと、通産省の電子部はこれで相当強化される、こう思うのですが、そういたしますと、ほかの中小企業に対する補助はほとんどなくなるのですが、それはどういうことになりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) まあさっきの三億三千万円のうちで、二億円が電気試験所の電子部の予算でございます。一億三千万円が民間に対する試作補助という関係でございます。一億三千万円の範囲は、これは大企業と中小企業と申しますか、その範囲内で要するに技術研究の項目を担当するにふさわしいものに行く、かように考えております。

○阿具根登君 そういたしますと、国でやっておる試験所なり、研究所には、約二億の金が回って少し強化されることになるが、あとの一億三千万円が大中小企業に回るといふことになりまして、これは非常に金がばらばらになってくる。ほとんど中小企業にいく金はなくなってくる。名称だけには中小企業をとにかく取り上げて、電子工業の国産化を考えておられるけれども、実際は国でやっておられるのは相当な補助もあっておる。大企業がやっておるの、ただ日立の中央研究所、一年間の予算だけでも五億だと言っておる。そうすると一億三千万の金をばらまいたところで、これは何も研究す

るところか、これは人の研究したやつをあとからついていく以外の何物でもない。こういうことになりやしませんか。一億三千万の金をまいたところで、ほんとうにああいう進んだ機械を研究するというのには、これはまことに微々たるものになってくる、かように考えるんですが、そういう点はどういってお考えですか。

○政府委員(鈴木義雄君) まあ、いろいろ見方にもよると思いますが、民間でやっておりますものは、たとえばその日立の研究所にしましても、電子機器ばかりでなく、材料とか、ほかの機械部門とか、いろいろやっております、それぞれ民間でも研究所は持っておりますが、いろいろ多方面の仕事をやっております。そこで、この電子工業の試作補助金が一億三千万円で、特に特定した大事なものを、あらかじめ研究項目を選びまして、それに対して特に民間に試作研究を依頼する、そういうふうな方法で大事なものを一つ研究を進めていきたい。かような考え方でございまして、特に重点的に大事なものをピクアップしていく、かような考え方でございます。

○阿具根登君 局長が言われるように、大事なものは、ほとんどこれは大企業なり、あるいは政府関係の研究所等々でやっておると思っております。そうしますと、中小企業が実際やっておるようなものは、これは電子工業として研究をするということではなくて、もう模造をやっておるだけだと私は思うんです。そうすると、研究というものは、別個にさらに進んだところに向わなければいけないのであって、これは中

小企業に一億三千万円の金がどのくらいか知らなければいけません。これは機械工業振興等と一緒に、ただそれは機械工業に資するだけであって、進んで電子工業の研究というまで立ち止らないと私は思っています。私はこれだけ進んだ電子工業であるならば、これは重点的に非常に大きく考えて進んでいき、それを中小企業なり大企業なり、あるいは政府関係に流し、あるいはどこかで一本にまとめた専門的な研究の大きなやつがなければ、予算をぶんどりしてしまつて、そうして実際の研究はできない。当初言いたしたように、これはただ外国の研究したあとかすを、ぼそぼそとあとからついていく、かように思うんですが、そうならないですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 昨日も今のような御質問がございました。研究所あたりを総合してまとめてやつかどうかという点も、なかなか問題があることでは、もちろん既存の各官民の研究所に最大の能力を発揮してもらふことはもちろんでございますし、それから特に従来のいろいろの、たとえば中小企業関係あるいは一般の工業関係でも、従来の工業化補助金とか、中小企業庁の試作補助金とか、さようなものがございまして、おられるばかりでなく、特に電子工業として大事であるから、特に民間の研究を助成する意味におきまして、この一億三千万円の試作補助金を出し、重点的な項目をきめて従来

のものにプラスしてこれをやつて、大いに伸ばしていきたい、かような考え方でございます。まあ、御指摘の通り、この額が十分であるかと申しますと、これはわれわれとしても十分とは申せません。来年度はもっと大きな補助金でも取つて、十分研究所の費用を取つてやりたいという気持を、通産省としては強く持っております。しかしながら、こういう問題は、一挙に予算の関係等で参りませんので、本年度は一億三千万円、それから研究所の費用は二億ばかり、これは従来よりも相当大きく通産省の予算としてはプラスされた。これを元にして、今日御審議いただいたとおりです。今日御審議いた

たい、かように考えるのであります。○阿具根登君 これは専門家がたたくさんおられますので、御質問が出ていふと思うのですが、独禁法との関係です。最近通産省で出る法律案は、ほとんど独禁法の適用除外になつていふ。独禁法というものは形だけ残しておいて、次々独禁法からはずされていふ。すでに独禁法の妙味というものはなくなつてしまふ、かような考えを持つのですが、その点について、局長のお考えがございましたらば、お尋ねしたいと思つております。

○政府委員(鈴木義雄君) 独禁法について、どんなふうな根本的に考えるかという問題につきまは、通産省としても、また公正取引委員会においても、現在いろいろ検討されておる状況でございます。それからかような電子工業振興臨時措置法のような形は、昨年も実は機械工業振興臨時措置法において取りました形でございます。

す。これは必要最小限度のもの、しかも、審議会の結論によりまして、工業を合理化するために専門生産を行うとか、あるいは共同購入を行う、規格の統一を行う、合理化カルテルを推進するための最小限と申しますか、必要限度のカルテルを独禁法の除外として認めていきたいという考え方でございまして、根本的に独禁法をどういふふう

に考えていくか、どういふふうな将来改正すべきかというふうな問題につきましては、今関係官庁で検討を進めておる状況でございます。○阿具根登君 関係の所管で研究を進めていこうという事は、すでに独禁法というものを骨抜きにする、あるいは独禁法というものはもう廃止しよう、かようなふうな考え方があつて研究を進めていこうのであります。かどうか、その点をお答え願ひいたします。

○政府委員(鈴木義雄君) まあ、私、直接、重工業は担当しておりますが、独禁法なりあるいはこれに対する総合的な部面を担当いたしております。その中で、私の方からお答え申し上げます。どうかと思つて、考え方は独禁法がまあ従来できて、これが日本の経済状態、あるいは今後の伸び方から見れば、現状の通りでいいかどうかという点についての検討でございます。それを廃止するとか、あるいは、どういふふうに変わるかという結論はまだ出ておりませんので、何ともその点については申し上げかねるわけでございます。

○阿具根登君 これは重工業局長として、まあ、そういうお答えで当然と思つて、政府代表の長谷川政務次官おいでになつておりますから、政務

は、通産局関係は通産省がやるのだ、もちろんそうでしょうけれども、あまりお役所仕事になってきほしくないか、こういうふうな考えがあるんですが、これよりも一つ上の、もう一つ違った形の科学関係の庁がある、そこではそこで情報センターもでき、科学の全般的にわたる研究をやるうとしていい。また、それにつながって科学技術庁はそれぞれのやはり研究所を持っていくうとしていい。それに通産省は通産省としてこれを別個に持つていく、こういうことがどうもおかしいのではないか、こういうふうな言っているわけなんです。

○政府委員(鈴木義雄君) その点でございますが、まあ科学技術庁は中央で取りまとめのような機関として、関係各庁がそれぞれやっております技術関係のものとの連絡といえますか、調整をはかっているわけでございます。この電子工業の問題につきましては、また通産省が電子工業の振興は担当いたしますが、この審議会は科学技術庁を初め、各技術関係の方も出席していただきまして、そこで全般的な見地からの考え方も加えられまして、そして振興方策というものを立てておるわけでございます。同時にまた、科学技術庁には、それぞれの各省との連絡会議あるいは審議会等もございまして、その面におきまして、全般的な科学振興あるいは技術振興という対策も講ぜられるわけでございます。お互いにさような機関を通じて、あるいは事務的の連絡を通じて、一貫して伸ばしていく。従いまして電子工業を伸ばすというところも、技術部門につきましましてはそういうところと一貫した形において伸ばしていく、かような考え方でございます。この点はこの法案を提案いたします場合にも、科学技術庁あるいはほかの関係各省と十分連絡の上、提出いたしましたわけでございます。

○理事(近藤信一君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(近藤信一君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。
○豊田雅孝君 本法案の成立に当りまして、特に希望を申し述べて賛成をいたしたいと考えるものであります。電子工業振興臨時措置法の将来運用に当りましては、大企業に偏重することなく、下請工業その他中小企業としての電子工業の育成、振興に十分に努力をせられたいと考えるのであります。特に、下請工業に対しましては、支払い遅延の、従来非常に悪かった事例にかんがみまして、最近においては神武景気等の関係からやや好転しておるとは申しますものの、将来いつ何どき再び悪化するかもしれないことが、最も憂慮にたえないのであります。この点について今後政府当局において十二分に留意せられることを、特に要請いたしまして賛成をいたします。

○阿具根登君 私本法案に賛成するものであります。質問の中にも述べましたように、科学技術の関係であるならば科学技術庁で当然私はやるべきものだと思う。特に本法案の精神が電子工業の研究にある、そうしてそれを國産化に持ってくるのだ、こういうことであるならば、これは研究と製品になす工業の場合は、おのずから私は違ってくるものだと思うのです。最近の法案を審議します場合にも、通産大臣が認可しておいたのを運輸大臣も認可するようになってきた、こういうことをやって、各所管の争いではないかという議論がここで進められました。また、今後船舶等の問題も出てくるようでありまして、こういうことをしておいたならば、わずかの予算がちりちりにされて、せっかくの研究もほんとうの研究に達しない。予算が少い日本の国の現状から考えるならば、政府が事を行う場合には、重点的に特に科学の研究等には考えていかなければ、ともに先進諸国と肩を並べて進むというのでは、私はきわめてむずかしい問題ではないかと思う。これを重点的にやったらしても、おそろく外国の経済状態から見れば、太刀打ちのできない日本の状態にあることを十分に考えていたでいて、いやしくもセクト的な自分の省側のみの考えでなくて、大きく日本の立場を考えて、そうしていさぎよく自分の所管でないのは譲るように、あるいは法律でそれがまずかつたならば、そういう法律の改正を出して、そうして大所高所から見た場合の考え方を進めていかなければ、所期の目的を達する、政府の考えておられるような目的を達することは私はできないと思うのです。そういう点を強く要望いたしまして賛成するものであります。

○理事(近藤信一君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(近藤信一君) 御異議ないと認めます。
それではこれより採決に入ります。電子工業振興臨時措置法案全部の問題に供します。本案を内閣提出の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○理事(近藤信一君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他日後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
それから本案を可とされた方は、順次御署名を願います。
多数意見者署名
古池 信三 阿部 竹松
白川 一雄 阿具根 登
青柳 秀夫 小幡 治和
大谷 賀雄 勝保 稔
豊田 雅孝 西川弥平治
島 清 白井 勇

〔連記中止〕
○理事(近藤信一君) 連記起して。暫時休憩いたします。
午前十一時四十八分休憩
午後二時三十七分開会
○理事(近藤信一君) 委員会を再開いたします。

輸出入取引法の一部を改正する法律案につきましまして、参考人の出席を求めて意見を聴取することにいたしました。その日時は五月七日午後一時とし、その人選につきましましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
暫時休憩いたします。
午後二時三十八分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕